

豊中市上下水道局測量及び建設コンサルタント 業務委託一般競争入札実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、豊中市上下水道局が発注する工事にかかる設計、監理及び調査並びに測量調査（航空測量を除く。）等（以下「測量及び建設コンサルタント業務」という。）の委託契約に係る一般競争入札を実施するに当たり、当該入札を適正かつ合理的に行うため必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 一般競争入札の対象は、次に掲げる測量及び建設コンサルタント業務とする。

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が3千万円以上の案件。
- (2) 豊中市上下水道局測量及び建設コンサルタント業務委託指名競争入札参加者指名基準（平成20年4月1日制定）に示す指名業者数が、市内業者だけでは確保できない案件。
- (3) 前号に掲げる対象建設工事であっても、次のいずれかに該当する場合は、本方式によらないことができる。
 - ア 緊急に履行する必要がある場合
 - イ 特殊又は専門的な測量及び建設コンサルタント業務で対象業者が少数であると認められる場合
 - ウ その他の理由により本方式に適しないと認められる場合

(公 告)

第3条 一般競争入札に付す場合は、豊中市上下水道局会計規程（平成13年豊中市企業管理規程第2号）第49条において準用する豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第91条に基づき公告するものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札参加資格は、測量及び建設コンサルタント業務の内容等に応じて、次に掲げる項目のうちから制限を設けるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 豊中市測量及び建設コンサルタント業務入札参加資格の認定及び同認定の希望順位に係ること。
- (3) 本市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (5) 豊中市建設工事等入札参加者審査点数算定要領（平成10年7月14日制定）に基づく測量及び建設コンサルタント業務の入札参加者の資格審査点数
- (6) 本店、受任店又は営業所等の所在地
- (7) 同種又は類似の履行実績があること。
- (8) 経営状況
- (9) 前各号に掲げるほか豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める事項

(入札参加者の提出書類)

第5条 入札に参加する者は、次に掲げる書類を第3条の規定により公告した公告文（以下「公告文」という。）に定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書／入札書
- (2) 一般競争入札参加申込書
- (3) 入札金額に対応した内訳書
- (4) 前各号に掲げるほか管理者が特に必要と認めるもの

(落札候補者の決定及び提出書類)

第6条 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

2 前項の規定による落札候補者は、公告文に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認審査申込書
- (2) 業務委託契約書の写し、業務履行証明（発注者が作成したものに限る。）又は業務実績情報サービス（TECRIS）業務カルテ
- (3) 配置技術者の確認資料
- (4) 詳細な内訳書
- (5) 前各号に掲げるほか管理者が特に必要と認めるもの

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第7条 前条第2項各号に掲げる書類の提出があったときは、当該落札候補者に対し、入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格があると認めるときは、当該落札候補者を落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位以降の落札候補者について、順次入札参加資格確認審査を行い、落札者を決定する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年6月26日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。